藤沢市公告第２５５号

藤沢市公共下水道事業の受益者負担金等に関する条例（令和２年藤沢市条例第１２号）第５条の規定により、次のとおり徴収対象区域を定めたため、これを公告する。

なお、その関係図面は、公告の日から２週間、道路下水道部下水道計画業務課において一般の縦覧に供する。

２０２６年（令和８年）１１月１２日

藤沢市長
鈴 木　恒 夫

１　公共下水道事業受益者負担金

徴収対象区域	該当する土地の地番
南部の負担区を準用 （南部処理区）	遠藤３５３８番１
東部第一負担区 （東部処理区）	川名９９２番１、９９２番２
東部第二負担区 （東部処理区）	善行二丁目２６番１００の一部、 ２６番１０６の一部、 ２６番１０７、２６番１０８、 ２６番１０９の一部、 ２６番１１０の一部、 ２６番１１１の一部 高倉６７４番１の一部、６７４番６の一部

２　公共下水道事業受益者分担金

徴収対象区域	該当する土地の地番
相模川流域処理区	遠藤２６３５番１２の一部

以　上